会 議 録

会議の名称	玉村町自治基本条例(仮称)草案策定研究会 第7回会議
開催日時	午後 1時30分から 平成17年 8月11日(木)
	午後 2時10分まで
開催場所	玉村町役場 2階 小会議室
出 席 者	町民代表委員 4名 町議会議員代表委員 4名 町職員代表 4名 事務局 3名 以上15名
会議の議題	協議事項 1) 玉村町自治基本条例(仮称)案について ①前文・条文について ②条例名について 2) 審議会幹事の選出について 3)条例案の解説について 4) 今後の日程について
会議経過	別添のとおり
会議録の作成 方針	□ 録音テープ等を使用した全文記録
	■ 録音テープ等を使用した要点記録
	□ 要点記録
会 議 資 料	

会 議 経 過

1. 開会:事務局

時間になりましたので、第7回の会議を始めさせて頂きます。では、始めに会長より ご挨拶をいただきたいと思います。

2. あいさつ:会長

皆様、こんにちは。お暑い中お集まり頂きました。今日が最後の会議になるかと思いますが、全員が揃いました。全員で審議をして、良いものを作り上げていきたいと思いますのでよろしくお願い致します。

3. 協議事項

- 1) 玉村町自治基本条例(仮称)(案)について
- ①条文・前文について
- 司会

では、協議事項に入ります。次第にのっとって進めていきたいと思います。条文・前文についてお諮り致します。まず、前文について、皆様のお手元に資料が届いていると思います。下線部分が直したところでございます。これを読んで頂いて、これでよろしければ決定していきたいと思いますが。ご意見を頂きたいと思います。前回、文章が綺麗すぎるということの中で、「特に財政が厳しい状況におかれています」という一文を入れさせて頂きました。「わたし」ではなく「わたくし」という丁寧語を使わせて頂きました。いかがでしょうか。

・委員

今回入れていただいた「特に財政が厳しい状況におかれています」の部分が気になります。町が無駄遣いをして財政が厳しい状況になったわけではなく、国の三位一体改革や財政構造改革などによって財政が厳しい状況に置かれているということであって、その辺の説明を付け加えた方がよいのではないでしょうか。情勢としての背景を入れて頂いた方が、よろしいのかなと思うのですが。

「特に」の後ろに「国の財政構造改革によって、財政は厳しい状況におかれています」とか、あるいは三位一体改革とか俗称の方が分かりがよければ「三位一体改革によって財政は厳しい状況におかれています」などの飾り文句を入れた方がすんなり読める気がいたしますが。

・委員

入れるのはいいとして、表現が一番難しいと思います。正しく書こうと思うとかなり の説明を要すると思います。長い文章でなく簡単な言葉で入れられれば、これに超した ことはないですか。

・委員

この表現は少しストレート過ぎると思います。次のようにしたら少し和らぐのではないでしょうか。「特に財政を取り巻く情勢は厳しい状況におかれています」というのではいかがでしょうか。

・委員 直接「財政は厳しい状況」と書かないということですね。

・委員

はい、そうすると少しは和らぐかなと思いますが。これを全て和らげ過ぎてしまうと、 またこれを書いた意味がなくなりますので。

・司会 他にいかがでしょう。

・委員

○○さんの案に賛成です。短くて、少し柔らかくなって、よいと思います。

- ・司会 「国も地方も」と入れなくていいですか。全体のことですから。
- 委員 「国」を入れた方がよいでしょうか。

・委員

そうですね。そうすれば、玉村町だけでなく日本中全体という感じになりますよね。

・委員

私は「特に財政状況は厳しい状況におかれています」という一文が入っていれば満足です。主旨がなくならなければ、どういう文章でも良いと思います。ただ、この前段として「地方分権社会や成熟社会の到来とともに」がありますので、このままでいいかという気持ちはしています。特に「地方分権社会」という言い方をしていますけれども、国家的といいますか基本的な財政問題が論議されないで、「分権、分権」ということできているので、それで問題が出てきているのだと思います。それから、もう一つ「成熟社会」というのは、少子高齢化などの言い方もありますが、社会の構成だとか、そういうものが変わってきているわけです。それから、財政問題というのが出てきている。「国も地方も」と言うときには、私は地方にはそんなに大きな責任はないと思っています。国家財政の組み方が間違っているから、それで地方にしわ寄せがきているので、必ずしも地方が財政ピンチの要因になっていると考えていません。現実の問題として、国に借金があり、それで地方が煽られているので、並べるのは構いませんけれども、基本的には、あえて「国も地方も」と入れなくてもいいだろうと思います。ただ、そういう方が

当たりが良ければ。そんなにこだわりはありません。

いろいろご心配を頂く場合に、あからさまに国に対して批判をするわけではありませんが、内容的に玉村町に責任があるわけでないし、基本的には国の膨大な借金が問題だと思っています。〇〇さんがおっしゃるように「財政を取り巻く情勢は極めて厳しい」という言い方でもいいと思っています。

• 司会

では、そういう方向でいきたいと思います。他に前文について、ご意見がございますか。ないようですので、この前文で決定したいと思います。(承認される)

では、次に条文に進みます。下線部分について、前回の会議の中で、皆様にご指摘をいただき、このような文章にしてみました。では、確認をしていきたいと思います。

第2条:用語の定義、第1号「住民とは、町内に在住する個人、在勤及び在学する個人並びに町内に事務所を置く法人及びその他の団体をいいます」と修正させて頂きました。これでよろしいでしょうか。(承認される)

第7条: まちづくりは人づくりの原則「住民自らが、生涯を通してさまざまな学習を 重ね、豊かな人間性を育むことに努めます」これでよろしいでしょうか。(承認される)

第8条:人権尊重・男女共同参画の原則「第1項、わたくしたち住民は、まちづくりの主体であることを認識し、自らの発言と行動に責任を持つとともに、一人ひとりが基本的人権を尊重することを原則とします。第2項、まちづくりは男女の平等を基本とし、共同で参画することを原則とします」以上です。この件についていかがでしょうか。(承認される)

第11条:議会の役割と責務「第3項、議会は、議会改革に努め、情報の公開を推進するとともに、住民への説明に努めます。」と修正させて頂きましたが、こちらでよろしいでしょうか。(承認される)

第12条:議員の責務「議員は、審議能力及び政策提案能力の向上に努めます」これ については、いかがでしょうか。(承認される)

第18条:情報共有の推進「第1項、町は、まちづくりに関する情報は住民共有の財産という認識に立ち、情報公開に努めます」。「住民共通」から「住民共有」に変わりましたが、皆様いかがでしょうか。(承認される)

下線部分については、以上で終わりですが、他にございますか。

・委員

第15条「職員の責務」第1項が、少し気になります。他に大平町やいくつかの自治体を調べてみましたが、地方公務員法第30条「職員は全体の奉仕者」を入れている自治体がいくつかございます。そういうことは分かり切っているから、敢えて入れなくてもいいのか。文章として「職員は、住民の一員であることを自覚し・・・」という言い方でいいのか。その前に「全体の奉仕者であるとともに」と入れて、職員の本務があった方がいいのではないかと思うのですが。いかがでしょうか。

・委員

「職員は、住民の一員であるとともに、住民に対する奉仕者であることを自覚し・・・」。住民に対する奉仕者、公務員は一般的にそうなんですね。

委員

そうですね。「住民の一員である」ということと、「全体の奉仕者」という二つの要素がうまく入っていれば、バランスがいいのかなと思うのですが。職員の皆さんが、分かり切っていることだからいいと言われればそれまでですが。

司会

皆様いかがでしょうか。今、ご意見のあった二つの要素を入れることでよろしいでしょうか。(承認される)。

他に、全体に見て、問題がありましたら、協議していきたいと思いますが、いかがで しょうか。ないようですので、次に進みたいと思います。

②条例名について

司会

次に、条例名について、皆様にお諮り致します。現在、条例名が仮称になっておりますので、皆様のご意見をもとに条例名をつけていきたいと思います。参考までに、制定自治体の例として、ニセコ町まちづくり基本条例、大平町自治基本条例、柏崎市市民参加のまちづくり条例などがあります。当町の仮称名については、都市景観のまちづくり条例との混同を避けるためと、住民自治の観点から「玉村町自治基本条例(仮称)」としました。皆様、いかがでしょうか。ご意見をお願いします。

•委員 玉村町自治基本条例でいいのではないでしょうか。違和感がありません。

司会

賛成の声が多数上がっていますが、大事な条例名ですので、一人ひとりにご意見を頂きたいと思います。まず、○○さんからお願いします。

- 委員 私は「玉村町自治基本条例」で結構です。
- 委員 私も同じ意見です。
- ・委員 私も、それで良いと思います。
- 委員 私も同じ意見です。
- 委員 私も賛成です。

・委員

私も賛成です。やはり条例名に「自治」という言葉が入っている方が、自治というものはこういうものだと住民の皆さんに分かって頂けると思いますので、この「玉村町自治基本条例」で結構だと思います。

- 委員 はい、結構です。

司会

では、全員の皆様のご意見をいただいて、「玉村町自治基本条例」とすることになりましたので、お願い致します。

2) 審議会幹事の選出について

司会

住民、議会、職員の各代表を2名ずつ決めていきたいと思います。事務局から、何か 選出方法に提案はありますか。

・事務局

住民、議会、職員の各皆さんで話し合って、代表を決めて頂きたいと思いますが。

打ち合わせの結果、住民、議会、職員の各代表が2名ずつ選出され、承認される。

4. その他

1) 玉村町自治基本条例(仮称)草案策定研究会第6回会議録について

司会

皆様のお手元に、第6回の会議録が渡っていると思います。ホームページに掲載いた しますので、内容の確認をお願い致します。ご一読頂き、修正等ありましたら、8月1 9日までに事務局までご連絡ください。

2)条例案の解説について

司会

条例の解説を括弧書きでしていくという話しがありました。幹事さんに統一した見解で審議会に臨んで頂くために、解説をつけるということになっていますが、事務局から説明をしていただけますか。

事務局

各条文については、おかげさまでほぼ完成となりました。ありがとうございました。当初、予定としては考えていなかったのですが、条文を町長・議長に提出するわけですが、案として出すときに、条文だけでいいかなという考えが一つありました。前回も少しお話ししましたが、解説を条文ごとに付けて、研究会の中では、こういう経緯で、このような考えでこの条文を作りましたよ、というようなコメントをつけて、それと併せて研究会として町長、議長へ提出したらいいのではと考えてみたのですが。それについては、今までの研究会で出た意見を事務局でまとめます。それを皆様にお配りします。読んで頂いて、ご意見を持ち寄っていただいて、最終的な解説について、できれば追加日程で会議を開催したいと考えております。日程的には、資料を22日(月)までに配布します。最終の会議を26日(金)か、29日(月)に開催して、解説を付けたいと思っていますがいかがでしょうか。

司会

皆様、いかがでしょうか。各条文の解説について、事務方で皆様からいただいたご意見をもとに、まず作ってみます。それを、22日(月)までに発送したいと思っています。それを読んで頂いて、もう一度この研究会を開くということです。それが、26日(金)若しくは29日(月)ということで、皆様にお諮りをしたいということですが、いかがでしょうか。ご了解いただけますでしょうか。(承認される)。日程については、26日(金)という意見が出ておりますが、いかがでしょうか。(承認される)

3) 今後の日程について

司会

次に、条例案の提出式について。皆様に作って頂いた条例案を町長・議長へ提出致しますが、この件について事務局から説明があります。

・事務局

最後の会議が終わってから、9月2日(金)までの間に行いたいと考えています。9月議会が6日から始まる予定ですので、その前までに提出したいと考えております。8月26日(金)に皆様にもう一度お集まりいただき、解説文についてもご検討いただき、それがOKでしたら、その会議以降9月2日までの間にしたいと考えております。提出にあたってですが、全委員の皆様にお集まり頂けると有り難いのですが、なかなか皆様お忙しいと思いますので、会長、副会長で町長、議長へ提出という形でよろしいでしょ

うか。

・司会 事務局から説明がありましたが、そのようなことでよろしいでしょうか。(承認される)

司会

それから、以前皆様にお配りさせて頂いた「玉村町自治基本条例(仮称)に関する審議会条例案」がありますが、今日お手元に修正版が配られております。内容に変更はありませんが、法制執務の手法上の訂正がありましたので、皆様にご報告致します。

• 事務局

庁内の法令審査会をへて、9月議会に上程させて頂きたいと思います。

司会

では、以上で、本日の議事は全て終了致しました。皆様の協力を得て、スムーズに議事が進みましたことに感謝申し上げます。また、これまでには激論を交わせて頂いて、たくさんの時間をかけていただき草案を練って頂いたことに深く感謝申し上げます。草案作りから、皆様に携わって作って頂いたのは、この条例が初めてではないかと思います。そういった点では、画期的なことであったと思います。本当にご協力を感謝申し上げます。

本日の議事の一切を終了致します。また、26日は皆様にご足路願いますが、よろし くお願い申し上げます。皆様、本当にありがとうございました。(拍手をもって終了)